

まして、それが限りはやはりそれを守つて頂くのがあなたに私に責任がないかという気持ちから特に御質問申上げたのであります。根本的に各省にそういう仕事を全部委任するということになれば、それは又別問題です。この外務公務員だけに過ぎません、人事院が試験の実施、選考等の問題を、これを除外するということになれば、今度は警察の問題、国家警察等の職員の問題等、皆これは向うでやつている。併し一応人事院が責任と権限をちやんと掌握した形になつておる。これだけを外したということは一体どうなるか、そのこれだけを外すその理由を実は私聞きたかつた。そこにこの外務公務員法の特例法たるゆえんがあるとおつしやれば、それまででございますが、どうもその点に納得の行かない点がある。そこなんです。それを実はお聞きしたかつたのであります。どうも私はこのあたりも人事院で押され、流されて行つたといつたような形跡歴然たるものがあるように思ひまして、一番当初に総括的にお聞きいたしました縁の具体的な現われだと私たちはそう考へておるわけでありませう。非常にこれは遺憾に存する次第なのであります。

○千藤信君 只今の森崎委員の質問に關連するのでございますが、第十條に言われておる外交領事事務に従事させるため、こういう外交領事事務の従事員という範圍というものは、本案の第一條の第四項にあつた外交領事事務という事項について私が御質問申上げたその事務の範圍だと思つておる。而もこの外交領事事務ということの範圍が非常に広く解釈されておる。第二條の場合には一般的な補助業務に従事するものも外交領事事務の分野の中だといふふうに御答弁を頂いておられますし、それから又その人員数のときは現在の外務省に勤務する約千五百名の中の半數が、この外交領事事務に従事する職員という非常に広い解釈が行われておりますが、第十條の場合においても私もここに成るほど、財務、農務、商務、労働等に関する項目はすべてありますけれども、その従事する人員の数は大体第二條に關連して御答弁を頂いた約半數の外務職員等を包含する仕事の範圍だと了解して差支えないか、政務次官にお聞きいたしました。

○政府委員(石原幹市郎君) これは第十條のほうは、財務、農務、商務、労働、こういうふうに限定いたしましたし、等とあるのは、その他文化とか、厚生とかというふうなものも入るような意味からであります。而も主として在外で勤務するといふような場合を考へるものでありまして、先に御説明申上げましたような非常な広い意味に於いては立つていないのでありまして、従つてその數等も非常に限定されて參ると思ひます。

○千藤信君 そういたしますと、この第十條の包含する職員というの、これは在外公館に勤務する職員だけの場合に限るといふことになりませんか。

○政府委員(石原幹市郎君) 我が只今考へておられますのは、さうでございます。併し時に職務の都合上本省に勤務するといふようなこともあり得ると思ひます。考へておられます主眼点は

主として在外に勤務するもの、こう考へておられます。○千藤信君 非常にそうなる不明確になると思つておる。第二條の場合の第四項にありますが、その一般の補助業務に従事する者というの、この際別といたしまして、「外交領事事務及び」この間の御答弁では、あえて在外勤務者とは限らないといふ、そういう範圍でこの間の御答弁を頂いておりました。そうなりますと、第二條の場合と第十條の場合では外交領事事務に従事するといふ者の範圍が御答弁では大分その範圍が變つて参ります。この点は如何ですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほどお答えいたしましたところにあるのであります。つまり第十條のほうは仕事、商務、農務、こういふ特定の仕事のために他のほうから外務職員として選考任命をしようといふ建前でございます。特殊な仕事の範圍に限定して、二のほうは本省に参ります者でも、例えは官房の者であるとか、或いは會計をやつておられるようなものと、直接これはやはり本省の中で外交領事事務と極めて直接に深い關係を持ちまするもので、ここにこれを含む、こういうふう

○千藤信君 その点は一応それでいいといたしましたが、この第十條に關する限り外交領事事務に従事させるため、そのために「特に必要がある場合に」といふ中に、今お話のように主として在外勤務者を主体としまして、外交領事事務、それからそのほかに

第十條では「その他特に必要がある場合には」といつて選考による任命の範圍というものが非常に広範圍に亘る虞れが相当あると思ひます。従つてその点について、私今度それでは「その他特に必要がある場合に」といふのは、一体外務省ではどういふふうに、具体的には考へておられるか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(石原幹市郎君) これは一例を挙げても見ますと、大使や公使で一度やめた人が又特に復職するといふような場合などを考へておられるのでありまして、なおこの際第十條、十一條に關連しまして申上げたと思つたのであります。この外務省令は、この法律にありまますように人事審議會で定め行くわけでありませう。人事審議會には、このほうにありませう。人事院のほうから勿論參画されるのであります。外務省が独断的にいろいろの考へて行くといふようなことは考へておらないと思ひます。併せて申上げて置きたいと思ひます。

○千藤信君 人事審議會のほうは、これは又話が別でございます。この人事審議會については相當大きな問題を孕んでおられますから、まだ私の質問はそこまで参つておられませんから、その点についてはあとから又御質問を申上げたと思ひます。ここで問題になりましたことは、非常に今の御答弁で、大体外交領事事務という第二條の規定の場合には、非常に広汎に外交領事事務の範圍を拡大して答弁されておられる。第十條の場合には、ここに項目の挙げた職務その他主として在外勤務者だけを指すものだというふう

な範圍において御答弁をされておられますが、併しいづれにいたしましても、私どもは第十條によつて外務職員を任命することのできる権限が外務大臣に移行されるということについて非常に不安の念を持たざるを得ないのです。最初の外交領事事務に従事する従業員としては、前日の御答弁では、大体半數はその事務に従事するのだというお話でございましたから、仮に今日の御答弁によつて考へられる主として「財務、農務、労働等」に關する外交領事事務又は特別の技術を必要とする外務職員を主とするのだといふ、こういう御答弁であります。かなり第二條の場合よりも範圍が限定される形でありませうから、この場合では半數と御答弁になつた職員の数からいへば減少すると思ひます。減少すると思ひます。併し私どもは仮に相當人員が少いものであつても、やはり今後外国に設けられる領事館の數であるとか、或いはその職員等の數を考へますと、少いと申すても、我々としてはやはり相當な人員がこの外交領事事務に従事するといふ形において外務大臣の任命権内の、而もこれは選考によつて外務大臣が外務省令によつて任命できるという形にはつきりなるわけでございます。私どもここで問題としなければならぬ点は、國家公務員法が設けられたことの一つの民主的な条件として、いい条件として私どもは歓迎せざるを得なかつたこと、従来はややもすれば機會均等という状態が閉塞されて、そして何らかの紹介による、或いは又権力によ

合はもうでき上つておるのでございまして、たしか定員関係におきましても、一方の定員は減らして外務省の定員に入れ、外務省の定員の中に置くか、そういうことになつております。

○國伊藤君 それから一つ附加えて聞きたいと思つて、この「外交領事事務又は特別の技術」という中には、只今次官の御説明にありましたが、いろいろの特殊電信とか、通信とか、いろいろの専門家もございまして、このあたりの条にございまして、外国人で外交領事事務に従事させるもの、特に實際の例といたしまして、相当外国人におきまして、外国に國籍を有する日本人、即ち二世のようなのを大分使つており、又将来非常に使う傾向があると思つて、それはこの中にやはり入りませうか。

○政府委員(石原幹市郎君) 外国人は、これは普通の雇用関係で採用する場合にも採用の形になるのであります。ここに言う外務職員ですか、外務公務員の中には外国人の國籍を持つておるものは考へていないのであります。

○國伊藤君 有難うございませう。

○カニニ邦彦君 ちよつと先に戻ります。八条の二項であります、八条の一項の場合の大使、公使の任命、これはまあ前回は天皇がこれを認証するといふことについて、まあ多少そういう必要がないんじゃないかといふことも申上げておつたのですが、それはそれとして、二項の政府代表及び全権委員、これらの代理、顧問及び全権委員、が、一項の場合の天皇の認証と代つて内閣がこれを行う、こういう特に差を付けなければならぬといふことの理由について伺いたいと思つて、と申

しますのは、政府代表或いは全権委員というふうなもの、大使、公使よりも実質的な権限においても、仕事の上がり言つても、かなり重要なものでなければならぬにもかかわらず、現行の場合において天皇の認証を必要とするというならば、この場合においてもただ単にこれは外務大臣の権限において内閣が行うといふふうな、特に差を設けた理由について伺いたい。

○政府委員(石原幹市郎君) 第二項のほうはやはり政府代表、全権委員、代理、顧問、随員といふ非常に幅が広いのであります、第一項のごとき國を代表する方面の大公使等の任免といふことよりは広い範圍になつておるので、これを全部隨員に至るまで認証というふうなことも必要があるまい、こういう考へであります。

○カニニ邦彦君 それであるならば、この政府代表並びにこの全権委員といふものを、この重要な任務に就くものを大使、公使のこの八条の一項の中に入れて、二項には顧問、隨員の任命がなされる、こういうことにしたほうが、そういう趣旨であれば適當でなからうか、こう考へられるのですが、その点はどうか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは、大使は御案内のごとく、前からいわゆる親任官として従来ずっとこういう形で行われておりました、そういう關係で今回も認証官とするといふことではあります。それから、いわゆる第二項のほうは、従来そういう形がなかつたのであります、殊に全権委員の中で、特派大使或いは特派公使のごとき資格を持たれる場合には、勿論これは又第一項の大使の認証の範圍に入るかと思

のであります。そういうことから規定いたしましたのでございませう。

○カニニ邦彦君 そうすれば、やはりこういう法律案を作るときには、やはりそういう点を明確に認めておかれたほうがいいんじゃないかと思つて、その点はどうか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは、その点はどうかと思つて、これを明確にされておいたほうがはつきりして、そんな解釈で事をやるというふうなことでなく、やはりこれは重要な國の資格の問題に關連するのだから、だからやはり明確にそれを認めておかなければ、行く人として、やはり隨員並みとかいふことにされるということと、や氣分的にも面白くないし、やはり國の体面の上から言つてもどうも面白くないのじやないか、だからやはりこれは明確にしておいたほうがいいんじゃないか。何もそれをするために非常な手数がかかるわけのものでも何でもない。ただ一条ごとのほうのものをこちらに移すかどうかといふことだけなんです。その点どうですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 大使、公使は國の代表といたしまして常時先方におるわけでありませうが、政府代表、臨時全権委員といふのは、まあ特殊の目的のためにそのときに出かけるというのであります、而もこの全権委員の場合には全権委任状といふものを持つわけでありませうが、これは九条において天皇がこれを認証すると、こういうことになつておるのであります、まあ大体この程度でいいのではなからうか、かように考へるわけでありませう。

○カニニ邦彦君 どうも今の御答弁では、第九條で信任状或いは委任状、解任状の認証を天皇がするのだといふこと

であれば、なお更この際どういふ、その大使、公使より、又それ以上或いはそれと同等な重要な権限を持つものに対しては、やはりこれと同じように扱ふべきであると、私はそういうふうに考へております。併しまあこれについては時間もないようでありますから、余り……これはもうこの程度にしておきたいと思つて、次に浅井人事院総裁がお見えになつたので、ちよつと本法律案を審議するのについて参考ともなるかと思つて何つておきたいと思つて、我々はまあこの國家公務員法の体系、そしてこれらのい

わゆる人事管理の問題が、適切且つ妥當、公平に行われるということについて、いろいろまあ審議をし、議論をやつておるので、政府の今回の行政機構の改革に當つて人事院を廃止するとか、或いは又これを極端に縮小するとかいふような、その意思があるといふようなこと、それと並行して、この外務公務員法が、いづれその人事院の機構がなくなつて行くんだ、或いは又縮小されて行くんだから、従つてこういうふうな内容を持つ外務公務員法案を出して来るのだと、こういうふうな考へ方があるのかどうかといふこと、それからちよつと今朝一部の新聞にも出ておりましたが、そういうふうな意見が政府として現在あるといふことなのか、その点一つお聞きしておきたい、こう思つてあります。

○政府委員(浅井清君) 行政機構の改革については、まだ私としては何も具體的に聞いていないのであります。それからこの外務公務員法がこの行政機構の改革によつて、人事院に、或いは

起るであろう変化と關連があるかといふことは私は信じません。これは一番初めから、公務員法を二十二年にこしらへまするときから、外交官、領事官につきましては、こういう特例を設けるというところがございまして、現にこれよりもつと特例の程度の高い教育公務員法或いは檢察庁法のごときもあるのでありますから、それは無關係だと私は考へております。それからちよつと私から補足いたしますが、さつきの八条の認証云々の問題でございませうが、一体この認証という制度は憲法に基礎がございませうので、これは官吏の任命に対して認証する、こういうこととございませう。この官吏が何であるか、これを公務員と現在において

は読み替へるかどうかは問題でございませうが、官吏と申せばこれは一定の、相當の期間勤務する者、こういうことになつておられますから、大使、公使は、いわゆる昔で言へば官吏に該当する、そしてすでに外務省設置法におきましては、これは認証官、こういうことになつておられますが、第二項のほうは或る特定の目的を持つて一時的になるものであるように思ひますので、その辺に區別があるのじやないかと思つております。

○カニニ邦彦君 先ほどの行政機構の改革において、人事院を縮小し、或いは廃止するといふようなことは現在聞いていないといふお答えでしたが、併し聞くところによりませうれば、どうもそういうふうな考へ方が政府にあるといふこと、もう一つ聞いておるので、こういう措置が政府としてとられる場合において、人事院総裁としてのあなたのお考へなり、それに対すること

ろの態度というものについてはどうい
う工合に考えておられますか。

○政府委員(浅井清君) まだ政府から
縮小云々ということが、一体現在の公
務員法によつて人事院に与えられてお
ります権限のどの部分がどうなるか
ということはまだ何も聞いていないの
でありますからして、私として只今そ
れはここでお答えをすることは少し先
走るように思いますが、併し公務員法
の、つまり維持して行きます上にお
いて、かような独立機関というもの
が必要であるという線は変わりはないと
思います。

○カニ二郎君 それではもう一つ。
これは各条に關係ない、總体的なこと
ですが、この外務公務員法案が新たに
ここでできるとなると、そうする
と、外務省設置法案との関連におい
て、外務省設置法案の一部を改正する
というようにすることが必然的に起きて来
るかどうかという点について、外務省
に伺いたいと思つて、それはどうい
うことになるのですか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは附
則の第五項に、外務省設置法の一部を
次のように改正する、つまり外務人事
審議会の機構を一つ加えることになり
ますので、附則五項でその設置法の一
部を改正する次第でございます。

○カニ二郎君 その点については、
いざ今現在進行しつつあるこの十
条、十一条、逐条のときに詳しく御質
問申上げたいと思つておりますが、こ
れも審議会或いはその他の委員会等
に対する政府の方針というものは、それか
ら政府が一本刀のように言つて来られ
ておるところの行政機構の改革、それ
から行政事務の簡素化というような点

から考えて見て、この今回の案の中に
盛り込んでおられる審議会の新たな
設置というふうなものは、これはもう
政府の基本的な考え方、方針には逆行
するものではないか、こういうのはで
すね、仮に人事院において現在やつて
おるこの仕事を外務省に取上げて、そ
うして新たに外務省の中に審議会を設
置する、そうしてその審議会がやつ
て、その審議会で又できなくなつた場
合には又元へ戻つて人事院が審議会に
又かける、こういうふうな二重の手段
を殊更やらなければならぬというよ
うな理由、それからそういうふうなこ
とをやるということは明らかに或る一
種の二重行政であるという考え、こ
ういう行き方から考えて行くならば、こ
の政府の基本的な考え方、行政機構の
改革或いはその他の簡素化の方針、こ
ういうものに逆行してまで一体これ
をやつておるということについてはどう
なんでしょうか、それとそれから政府のそ
ういう考え方に對しては反してはい
ないのかどうか、こういうことについてお
伺ひしたい。

○政府委員(石原幹市郎君) 外務公務
員法を設けた趣旨につきましては、
たび／＼申上げましたように、外務公
務員の勤務の特異性から、こういうも
のを設けたわけでありまして、併しこ
れらの運用につきましても、これが外務
大臣の独断に陥るとか、いろいろ／＼なこ
とがあつてはいけません。これは皆さん
方も御心配されておる点であらうと思
いますが、そういう意味で、まあ俗な
言葉で言へば民主的にこれら運用し
て行こうという意味で外務人事審議
会を設けておるわけでございます、こ
の人事院のほうの機構についても、こ

れを大きくするとか、小さくするとか
いうような問題はあつたらうと思いま
すが、こういう意味の審議会的性質の
ものは、そういう人事を運営して行き
ます上においてやはり私は当然必要な
ものではないか、新しい行政のあり
方としては必要なものではないかと、
かように考えております。

○カニ二郎君 いや、これはです
ね、ただその審議会の問題でなくし
て、この法案なるもの全体を通して見
て随所に現われておる傾向なのであ
り、人事院の人事行政の中から取上げ
てしまふなら、完全にこれは取上げ
て、そうして一本化すとかというのな
らともかく、そうでもない。場合によ
つては人事院のいわゆる拘束を受ける
箇所もあるかのようになつておる、そ
うして場合によれば非常にその外務省
の組織化を図らうとしておる。こ
ういふ点について全体を眺めて見
ると、政府の言つておるこの行政機
構の簡素化ということ、それから行政
の簡素化に基く經費の軽減というよ
うな趣旨には副われないか、要
はただそれが人事院でもそういう機構
ではなしに、外務省だけでやるんだと
いうことであれば、又これはそれに對
していろいろ違つた角度から意見があ
つたとしても、そうということになる
のじやないか、こう思われるのです
が、これはまあ一應逐条のほうに移し
て最後に總括的に又改めて御質問した
と思つておりますから、この程度にしてお
きます。

○委員(有馬兼三君) ちよつとお諮
りいたしますが、只今議長から特に要
請と申しますか、議場に議員さんが少
ししかおいでにならないので、ちよつ

とでもいいから入つてくれという要請
があつたのでありますが、それで十分
間ほど休憩して入つて頂きます。連記
を止めて下さい。

午前十一時三十分速記中止

午前十一時五十分速記開始

○委員(有馬兼三君) それでは速記
を始め下さい。先刻に引続きまして
御質疑をお願いいたします。

○千重君 第十一條の問題について
浅井さんにお尋ねしたいのですが、こ
れは外務職員昇任は外務省令
で、外務大臣のほうで「試験又は選考
によつて行ふ。」ということになつ
て、国家公務員法の第三十七條から外
務職員は排除されるわけですが、私ども
の立場からすれば、排除するという考
えを持たざるを得ないので、それが、そ
ういふことになりまして、国家公務員法
第三條の職員「諸般の方針、基準、
手続、規則及び計画を整備、調整、
統合及び指示」、こつち官職全体に對
する総合的な立場からの人事院の調
整、整備、統合という問題から、少く
とも外務職員は外れることになりま
す、従つて又そういうことになりま
すと、同じく国家公務員法第三條第三
項第二号の「政府の人事行政に關する
調査、研究及び監察並びにこれらに關
連する事項」というところで、少くとも
職員昇任に關する問題等につ
いて、総合的な立場からの人事院のこ
の研究、調査若しくは重大な監察など
という事項から外されることになるわ
けですが、人事院としては一体こつち
う状態になつても懸念するところが起
らないという見通しの下にこの第十一
條に賛成されるかどうか。この点を總

裁から御答弁頂きたい。

○政府委員(浅井清君) 御尤もであり
ますけれども、これは特例法的な
のでありますからして、全部公務員
法の任用の制度が外されておるとい
うのではないことは御承知の通りであり
ます。第十一條は外務職員の昇任が外務
省令に委任されるということでありま
して、ちよつとこれを見ますと、昇
任に關する限り、すこかりもう外務大
臣が何でも勝手にやつてしまふのだと
いうことになりまして、実はこれは新
らしい任用制度のことについてまだ人
事院として発表いたしておらないもの
ですから、そこでそういう御議論も出
るようになって、人事院といつたし
ましては、新しい任用制度におきま
しては、成るべく昇任について任命権
者にだん／＼と、任せて行くこと、こ
ういふような方針をとるようになってお
ります。この新しい任用制度につ
きましては、最近にきめ次第に人事
委員会には御報告いたすであらうと思
つております。新しい任用制度にお
きましては、例えば大体少くとも課長
以上は試験をやりますんで、選考任用
の形になつております。結局第十一條
と、これからの全体の任用制度とい
うものは、そんな違ひは出ないのじや
ないか、こつちの意味で賛成をいたして
おります。

○千重君 この第十一條の昇任の問
題について、只今の浅井さんの御答弁
では、何かこの昇任の問題についても
まだこれらに對する監察若しくは總
合調整等の仕事は人事院の権限として
残るのだという御答弁でございます
が、この外務公務員法の第三條に
よりまして、「国家公務員法並びにこ

第二十九部 外務・人事連合委員会會議録第三号 昭和二十七年三月二十八日

れに基く法令の規定は、この法律にその特例を定める場合を除く外」と、こうなつております。そうすると、ここに第十一條がはつきり規定されていることになり、少くとも昇任等に関する限りは外務省令によつて外務大臣がやるということになつて、人事院の権限のほうから排除されることになると思つて、一体その点について、人事院としてまだ外務職員昇任等に関して人事院の権限内にあるという点は、どういふ点からそれが解釈されますか。

○政府委員(浅井清君) ちよつと私の御答弁申上げたところが二つのことが一緒になつておりましたので、前半に外務公務員法が必ずしも国家公務員法全般を排斥するものでないといふことだけ申上げたのでありまして、昇任の問題に関しては千葉さんの御見解通りであります。これは二つのものを一緒にお答えしたから、そうなつたわけでありまして、そこで第十一條のごくでありますれば、昇任に関する人事院の権限がおおむねなくなるのじやないか、こういう御懸念であります。それは今申上げたように、大体昇任は任命権者に任せてこれからもやる、こういうふうな考えで人事院はおりますから、これはひとり外務省に限つたことではないのであります。それは只今申上げた新しい任用制度を御覧頂ければ大体わかるだらうと思つて、それから、決して外務公務員だけが非常に勝手なことをする、こういう趣旨ではないのであります。

○千葉信君 只今の御答弁では、昇任等についてはできるだけこれを委任する、将来も委任する方針であるといふお話でございましたが、その委任の内

容に問題があると思つたのです。国家公務員法に基く全体の官職に対する総合調整の責任を人事院が負いながら、これを委任するのでございしたら、この点は問題はないと思つた。併し将来の委任の方針はどうであるにいたしましても、現在の外務職員に対する委任の状態は、人事院が国家公務員法によつて官職全体に対する総合調整の責任を負つてゐる。その責任が人事院から今度排除されるわけですか。たとえ人事院が何らかの計画或いは立案を以てしても、外務職員に関する限りは人事院の権限は及ばないといふことにこの法律ではなることになつて思ふ。この点に關しては如何ですか。

○政府委員(浅井清君) それは只今申上げたことを繰返すようでございますが、全体としまして、現在の国家公務員法第三十七條の昇任の方法という枠があるものであります。この範囲内におきましても、人事院といたしましては、外務公務員のみならず、他の省庁に対しても昇任については成るべく任命権者に任せたい、こういう方針でおりますから、その任用全体の規則が出ません先に丁度第十一條が法律の形でお出でしておりますが、目立つわけでありまして、第十一條は他の全体の将来における昇任の形と余り違ひはないもののように私は思つております。又人事院といたしましても、何かから何まで人事院がやるということではございませんので、成るべく任命権者に委任し、それによつてやりたいと思つております。それからなお第三條を御引用になりまして、人事院の総合調整云々の権限をお引き下さいましたが、一体この三條を御引用になりますと、非常

に迷惑いたしますので、この第三條はいわば総目録のようなものでありまして、それ自体に積極的な意味があるのではなくて、公務員法全体に跨つております人事院の権限を一つの執字で現わしたとでもいふのが第三條でありますから、この第三條自体独立した意味が私はないと思つております。併し御質問が成るべく人事院の権限を守り下さるという意味では有難く拜聴をいたしておる次第であります。

○千葉信君 私は別に何も人事院の立場を守らうとするためにこういう発言をしてゐるのじやなくて、公務員全体に対する公平と、民主的な状態において公務員諸君の身分が保障される必要があるし、利益が保障される必要があるといふために、私はこういう点について不公平を招来する虞れがあるから御質問申上げてゐるのですから、その点については誤解のないように一つお願いしたいと思つて、第十一條の委任の仕方について、どうも必ずしも私は今の浅井さんの御答弁では、その委任の方式がどうも納得できないので、この点については又あとに譲りたいと思つて、次の問題に入つて外務政務次官にお尋ねしたいと思つて、簡単な問題ですが、第十二條の第四項ですが、ここに「待命の大使又は公使には、前項の規定により臨時に外務省本省の事務に従事する場合を除く外、待命の期間中、俸給及び勤務地手当のそれ〱百分の八十を支給するものとする。」となつておりますが、待命の期間中の給与はわかりませんが、外務省本省の事務に従事する場合のこれらの給与はどういふふう

に現在お考えになつておられますか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(石原幹市郎君) 金額を給与することになつております。

○千葉信君 金額と言いますと、例えば勤務地手当等のごときはどういふ状態になるのですか。

○政府委員(大江巖君) 本俸と勤務地手当の金額でございます。

○千葉信君 只今の勤務地手当の問題なんかも關係すると思つたのですが、次に第十三條に言われております外務公務員の給与に關する法律といふのは、いつ頃国会のほうに提出される予定ですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 間もなく提案されると思つております。

○千葉信君 外務公務員法によりまして、いろ〱例えは欠格事項の問題とか、外交機密の漏洩に關する失職の問題とか、相當嚴格な条件なんかもあるようですが、これらに対しては外務公務員の利益を保障するといふ立場から、この外務公務員の審議には、やはりその裏付としての給与の問題に無關心であることはいけないと思つたので、今この機会に、若し現在御計画があるとするれば、どの程度の給与を考へておられるか、おわかりでございませうら、簡単にでも承つておきたいと思つて、

○政府委員(大江巖君) 在外公館に勤務いたしました外務公務員の給与に關しましては、本法は国内の一般公務員も外務公務員もこれは同じでございます。海外に出ておられるものは、在勤俸、それから加俸、この加俸の中には兼任の加俸であるとか、配偶者加俸、こういうようなものがござい

す。どのくらい支給いたしますかに關しましては、これは近く法律案を御審議願う際に見て頂くということにいたしたいと思います。

○委員長(有馬英二君) ちよつと申上げますけれども、人事院總裁はちよつとお目過ぎに御用がございになるといふことではあります。午後外務委員会を開く予定になつておりますので、できるだけ今人事院總裁のおいでになる間に總裁に御質問のほうを先に頂きたいと思つて、さう御承知を願ひます。

○森崎隆君 それでは午後には總裁は出られないのでございませぬ。これはまあ逐条審議のような形で逐次進んでおりますが、あのほうに実は總裁にいろ〱お聞きしたい問題がたくさんございまして、それを又抜出すと混乱するのじやないかと思つて、私実は今発言を要求しましたのは、第十二條の問題について外務当局のほうにお願いをしたいといふ意味で申上げたのでございまして……

○委員長(有馬英二君) 大変どうも長くなりまして、十二時過ぎましたので、昼食の時間でございますが、人事院總裁が一時頃までよろしいというお話です。如何いたしましたでしょうか。一時まで続行いたしましたので、それから昼食にいたしましたでしょうか、皆さんの御都合のいいように……

○森崎隆君 議事進行について、それは人事院總裁がどう都合があるかが審議は十分徹底的に尽した後に外務委員会をおやりになればいいので、そういうふうな切り詰めた考へ方に対して私は反対いたします。十分審議を尽くされることを私は望みます。

○委員長(青馬英二君) ではこのまま甚だ気の毒でありますけれども、暫らく空腹のまま続行いたします。

○森崎隆君 私はやはり十二条に關連しまして、大江さんでも石原さんでも結構であります、待命という一つの制度のような形になつておりますけれども、これはどういふ必要からございませうか。ここには一応書いてあるのでありますけれども、実はこれに裏があるような気がして仕方がないし、又これまで長い間の外交官關係の慣習というものが一部漏れ承わつてゐる点もありません、さつきの第八條のところ、浅井人事院總裁のお話もあつたように、この大使、公使といふかたが特別職であります、關係上、やはり特別職であれば、これははつきりと本人の責任においてなすべき勤務というものはあるべきはずのものであるわけです。ところが待命といふことになりますると、これは身分のみ存して、身分即ち身分と給与とだけ存しまして、仕事の内容といふものは何もないとおかしくなるとになりはしないかと思つたのです。

これは又例えば全權委員とか、政府代表といふやうなまあ断続と言いますか、条件的なものでない場合には又別の性格も考えられますけれども、一応特別職の職員という形から考えますと、待命といふものはおかしい、ここに出ておられますように、他の國、他の在外公館に転動を命ぜられるまでの間といふことになりますると、一般の国家公務員が出張所から本庁とか、或いは又ほかの出張所に転動を命ぜられた場合の身分、こつちつたものは全然考えられない、転動をするに必

要な期間、旅費等の規定はちやんとそこにあるわけでございますが、この待命制度をお作りになりました裏意といふものは、これはさつとばらんに一つお聞かせ頂きたいのです。どういふところに意圖があるのございませうか。例えば、もう当然退職してしまふらなければならぬといつた大使、公使に對しまして、最後の一年間を何と申しますか、まあ不勞所得の恩典として待命という形に一年間遊ばせるといつたやうなことにまあ解釈されるものだと思つてゐるが、その点につきましては、本當にこつちの制度を置かなければならぬとすれば、もう少し具体的に切実な理由を一応お聞かせ頂きたい。その点一つ御説明をお願いしたいと思つてゐます。

○政府委員(石原幹市郎君) これは従来からある制度でございます。甲国から申上げて申上げたならば、甲国の大使を乙國へ変える、乙國の國の大使を丙國に変えて、丙國の大使を本國勤務に戻す、こつちの連の人事をやらなければならぬ、やろうといふときに、人事の国内の手續はこれは何でもできるものであります、甲國の大公使を乙國に廻そうといふ場合に、乙國のアドレマンと言いますか、承認を得なければならぬ、又乙國の大公使を丙國に廻そうとするときに、丙國のアドレマンを得なければならぬ、そつちの關係で、その人事が国内の局長をぐるぐる変えるとか、異動を行うといふふうには行かないのであります。アドレマンが出るまで待つていななければならぬとか、一部のものはこつちらに歸して行くといふやうないろいろなことがありますので、その間をい

る待命にしてアドレマンが出るまで待つておく、そつちの意味から、これは大公使の異動等をやります際に、どうしてもそつちのものが必然的に出て来るのであります。かような意味から待命の制度を設けたのが主たる理由でございます。

○森崎隆君 アグリメントの問題は私は一応これはわかつておるのですけれども、それではその問題と第二項の問題との間に、この第二項は今のやうな理由がただ一つの理由だといつたすれば、乙國のほうへまあ転任を意圖して折衝した結果、アグリメントを得られなかつた場合には、これは自然にわゆる退職、職を免ぜられるのかどうか、第二項といふのは、なぜここに入れてありますか、この点……

○政府委員(石原幹市郎君) これはアドレマンがとれた場合には、すぐその國へ行けるわけでありまして、併しそれを無制限に待つておるといふわけにも行きませんので、一応一年をきりといつたしまして、一年経つてもなおそつちの事態にありまされる際には、一応その職を免じよう、こつちの建前でできております。

○森崎隆君 これはまあ特別職の職員である限り、大使、公使の身分といふものに対して非常にはこれはおかしくなるとはならないかと思つたのです。若しあの大使が氣に食わないから辞めさせようといふ場合には、この第二項をうまく運用すればできるわけですね。例えば或る國に今大使をしておられます者を故意に他の國のほうに転動を命じて、その國の外務關係との間にいろいろまあ話合をしてアグリメントを出してもらえない。一年間遅らし

てもらう、そつちしたならば、その結果一年の後にはその大使は自然罷免されることになるわけですね。それでいいのでありませうか、そつち解釈して……。そつちなると、これはとんでもない問題になると私は考へるのです。ね。そつちのこともあり得ると思つた。私はこの第二項はさつき申したやうに、そつちのやうな意味にとらないので、これは最後の一年間で、有給の休暇といふほかの公務員にはない、病氣、いわゆるその結核休職なんかつた意味の違つた健康休職といふ形で、そつちのやうにどうも私は考へる次第なんぞでございますけれども、そつちのやうなあれも結構ですけれども、それが何で必要なんだと説明を頂きましたら、あえて反對するわけでもないけれども、そのところを形式のお話でなく、さつとばらんの話を承わつたらいいと思つてゐます。

○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほど申上げたのがさつとばらんのことでございます、これは大、公使は特別職でございますから、辞めてもらうとか、何とかいふ場合には、これはもう即刻でも罷免しようと思へば罷免ができるのであります。先ほど申しましたやうに、大公使の異動の際には必然的にどうしても若干そつちのやうなギャップができる場合がございますので、こつちのやうな制度を設けた。それでアドレマンといふのはなかく、これは得られないからと言ひまして、すぐこれを引下げるというわけにも行きませんので、相當の期間を要する場合があります。とも予想されますが、併し余り長くないので、一応一年、こつちの期間を置

いておるのでありまして、別段森崎委員が考へられるやうな意圖でこの規定を置いたものでない、これはもう率直な、さつとばらんのことでございませう。

○森崎隆君 まあこれ以上お聞きしても仕方がないから、これは打ち切りますが、結局この法律化された場合、その後の運営の實際面でこれは証明されて来るのでございませうから、一応預りたと思つてゐますが、第四項で、千葉委員のほうから聞かれたのかも知れませんが、勤務地手当といふやうに書いてあるのでございませうけれども、これは百分の八十とかなつておる、この給与の問題は第四章と一緒にしてこれは出されないと審議できないので、これを出さないと審議できないので、これを出さないと審議できないので、これを以て申上げますならば、この第四章の具體的なものが出なければこの法案全体の審議は我々は拒否できる、私はそつちのやうに、第四章がこつちのやうなやつて中味が全然わからない、この第十二條の四項の問題もやはり給与に關連してございませう、これだけばつと出して、これだけ承諾させて、その全体の問題が全然こつちでは出て来ないといふことは、私は法案の審議をする我が國に對して、これは当局者として誠意の点で欠けた面があるのじやないかと私は思つてゐます。私は是非一つ同時にこれは出して頂くことを特に切望する次第でございますが、例えば勤務地手当といふのは、例えば勤務地といふのは一体どこを指すのかといふやうなことで、それから百分の八十と言ひまして、今これだけを妥協だとか、おかしいとかといふことは私として

七

はやはりできないのでございますから、私は個々の問題と勤務地手当の給子に関する第四章、第十三条の問題、この問題は一応一つの質疑を保留させて頂きたい、人事委員会の我々が特に外務委員会にお願いをいたしましたので、合同審査をこうしてさせて頂きます。我々の真意が、特に第四章の給子という問題も一番中心になる問題であるという中をこうして割込んでおる次第でございますが、これが出ないことに、どうにもこの発展のしようがないことだけはあらかじめ申し上げておきたいと思ひます。勤務地というのはいくどを指すのでございませぬか。

○政府委員(石原幹市郎君) 勤務地というのとは東京、本省所在地の東京という考へてございませぬか。
○伊藤能登 今の御質問につきまして、待命ということが外交官にあるというの、外交官になる資格者が非常に少なかつた場合には、非常にこれを優遇された意味であつたと思ひますが、そのために何と申しますか、治外法権じやないのですけれども、属人主義というふうな権利のようなものが認められて来たような形があると思ひますが、このたびはそういう觀念を再び復活すべきでないと思ひますが、待命という人に属する、その資格者に属する資格であつて、ほかのまあそういうアグレマンの場合のごときは、対外的には大公使を辞めても或る期間一つのこちらとして大使待遇をとつて行くことができると思ひますが、無任所大使のごときもございませぬので、できると

思ひますが、この待命ということにつきまして、以前の特殊な、外交官という特殊技術者という觀念がありましたのが、ここにまだ残つておるようには思ひますが、その辺如何でございませぬか。
○政府委員(石原幹市郎君) ちよつとよく聞き取れなかつた点もあるのですが、従来一種の恩典のような意味で待命のようなことが行われておつたのではないかと、いろいろな考へ方から、いろ／＼御質問があつたと思ひますが、今回のこの十二条の第二項の規定を設けたのは、先ほどからたび／＼申上げておるような意味からこの規定を設けたのでございませぬ、決してそういう恩典の意味は考へておりませぬ。それで従来はその待命の期間もたしか三年ぐらいであつたかと思ひますが、今回は一年としておるのでありまして、全く先ほど申上げましたように、実務的な意味から規定を設けておる次第でございませぬ。

○伊藤能登 今次官の御説明にありましたように、従来待命は非常に長いのです。これは或る人でなければ大使になつて行けないというように、特殊な人だけがなるといふように、特別な人があつたために、十人なら十人の人が次のポストがあくまで非常に長い間待命をしておるといふような形でありました。今日の場合は非常に根本的に違ふのじやないかと思ひます。
○政府委員(石原幹市郎君) この大公使の俸給及び勤務地手当、この大公使の俸給は特別職の職員に關する法律というので法律がございませぬ、この別表で、例えば大使は三号

俸六万四千円である、公使は三号俸が六万四千円である、こういうふうになります。それから勤務地手当、これは東京のいわゆる勤務地手当、これは百分の八十を支給すると、こういうことになつておるのでありまして、もうこれはきまつておる問題でございませぬ。それから第十三条の給子でございませぬが、これはもう俸給とか、扶養手当、年末手当と、こういうふうなものは特別職の職員に關する法律或いは一般職の職員に關する法律の規定に基くのでありまして、特にこの在外公館に勤務する外務公務員については、在勤俸であるとか、先ほど官房長から申上げましたように加俸として、配偶者加俸であるとか、或いは館長代理の加俸であるとか、兼勤の加俸であるとか、いろいろなものが出て来るわけでありませぬ。手当には特殊語學の手当といふようなものがあるかと思ひますが、ありますが、そういう在勤俸、加俸のようなものにつきましては、ここに改めて特別な法律を以て御審議をお願いしたい、こういうことになつておるのでありまして、このほりの法律がいろ／＼の何で少し遅れておるのでありますが、間もなく出ると思ひますが、第十三条に規定してありますものは、在勤俸その他の加俸についてだけのこと、特別に規定されるものであるということをお考へおきを願ひたいと思ひます。

○中山福蔵君 ちよつとお尋ねしておきますが、政府代表と全権委員の區別が第二條の第二項、三項によつて規定されておつて、政府代表と全権委員の區別といふものは、結局条約に署名調印する権限が附与されない、一方はさられると、これだけの區別のようにならざるを得ない、そこでお尋ねしておきたいのは、國際機關に政府代表が参加するその場合において行動する権限が附与されておる。そうすると、行動する権限の行使について申合せとか、いろ／＼なことが、結局機關の各部の代表が集まつて来てその機關の行動としてやる場合に行われるわけなんですか。そうすると、そういうふうな申合せとか、いろ／＼なものは政府を拘束するといふような力が出て来るのですか、出て来ないのですか、それを一つお尋ねして見たいと思ひます。これはただその機關に参与して遊戯をやるようなことじやちよつと困るわけですね、何らかのことに代表といふ資格があるのだから、結果として何ものかが現われて来なければならぬと思ひますが、そういう点はどうかありませぬか。

○政府委員(石原幹市郎君) これは會議に出まして、會議で表決が行われるようには投票して意思を表明するといふようなこともございませぬし、その他會議でいろ／＼申合せ等があることもあると思ひますが、これは政府代表として出ておる以上は、その申合せに参加して来れば、そういう意味では政府を拘束する面も出て来ると思ひますが、全権のほうには特に条約に署名する特別な全権委任状といふものを持ちまして出て行きますものを特に全権委員と申しておるのでありませぬ、政府代表も或る意味において政府をいゆる代表としておるのでありませぬ。

るから、政府を拘束するということは、これは当然のことであろうと思ひます。

○中山福蔵君　そこで多分この二項の問題は、国際連合に出席するという意味から、これが出発して規定せられたものだと私は想像するのです。やはり二項、三項というものの間に區別を置かず、一項にまとめるといふことがこれは必要じゃないかと思ひます。そうしないといふと、仮に議定書とか、いろいろなものをごしらえて署名捺印する権限がないといふことになると、非常にその間に時間を要し、あらゆる経費というものが加つて来ると思ひますが、そういう点についてはどういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(石原幹市郎君)　仮に議定書に署名調印する、いわゆる条約に署名調印するといふような問題が起きる際は、これは直ちに全権委任状を送りまして、いわゆる全権委員として身分資格を持つようになると思ひます。ですから、単に今お話のありましたような国際会議に出たり、いろいろな国際連合の附属の国際機関がござります。現在はオプザーバーでいろいろ出たりする場合等もあるのをごいふます。政府代表といふのは広くそういう場合に一般に用ひたい、こういう意味で政府代表と全権委員の二本建にしてあるわけでありませう。

○中山福蔵君　これは二項、三項共に政府を代表してるといふ言葉が使つてありますから、これは私は規定の中に弾力性を持たせるといふことが必要じゃないかと思ひますが、これは二つに、どういふものを別個にこ

しらえてやると、政府代表のいわゆる事務を掌握せるといふことは、こういう点は規定の中に置いて弾力性というものを設けておいて、これはあらゆる点から敏捷と簡捷を図るといふことが必要じゃないかと思ひますが、これは一遍一つよくお考えを願ひたいと思ひます。それからもう一遍お尋ねしておきたいのは、それは第十九条などですが、外務職員が外交機密の漏洩によつて国家の重大な利益を毀損したという場合には懲戒処分を受ける。その場合におけるその処分に対して不服のある者は審査の請求というものができるといふことになつております。国家公務員法の第九十条の規定にかかわらず、外務大臣に対してこれをやるということになつております。そこでこの審査会におきましては、いろいろなことが結局事実審判的な立場に立つ審判官と申しますか、そういうような機関によつてこれがいろいろ審査されて、その結果といふものは外務大臣に報告されることになつてゐる。そうすると、いわゆる公訴、公けの訴えを起す者は結局外務大臣の指揮下にあると申しますか、外務大臣がいよいよ公訴を提起する、そうすると審査会においてこれを審査する、而もこの第二十一条によりまして、どうなつて来るかといふと、一外務大臣は、前条に規定する審査会の調査の結果に基いて当該処分を承認し、修正し、又は取り消さなければならぬ。一、こうなつております。公訴する人と最後に審判する人とが同一人になるというやうな結果になつて来るのじゃないか、これはどういふふうにお考えになつておりますか。

(「その通り」と呼ぶ者あり)

○政府委員(石原幹市郎君)　この第十九条以下の規定はいわゆる外交機密というものが、つまり国家の利益と結付く度合が非常に強いのでございまして、秘密の保持につきましても、高度の秘密保持をやらなければならぬ、こういうやうな意味からこの特例を設けたわけでありまして、それでこれは外務大臣がそういう場合に、その事案の判定をなさるのでありますが、その際に外務人事審議会に事前にいろいろの事案の調査をしてもらひ、こういう意味の規定でありまして、まあいわば従来の訴訟のやうな形になつておるのであります。その際に大臣が自分の判断でなしに、外務人事審議会の公平なる調査に付して、その結果に基いて最後の判断をきめて行く、いわゆる先ほど申上げましたやうに、従来の訴訟のやうな形をとつた、これはまあ外交の高度の秘密保持という意味から、個人の身分保障の必要性と、国家の利益の保護という両方を調整する意味におきまして、こういう特例を設けておる次第なのであります。

○中山福蔵君　これは身分保障ということと、裁判制度といふものと二様に並行して動いてゐる、規定してゐる。従つてこれは検事と裁判官を一緒に同一人がやるという結果になりませう。結果としては……だからこれは国家のいわゆる高度の機密を、外交的な高度の機密を守る点より言へば、成るほど外務次官がおつしやつた通りなんです。併しそれでその高度な機密を守れば守るほど、それを取扱うところのいわゆる審査会とか、最後の判定者でありませう外務大臣といふものの立

場といふものは、国民が、何人がこれを聞き、或いはこれを見ても納得のできるやうな制度を確立しておかなければ、私は駄目じゃないかと思ひます。それを検事の立場と裁判官の立場と同一人を持つて行くといふやうなことは、これは、浅井人事院総裁もお隣りに坐つておられますから、人事の關係、身分を保障する關係において、外務次官或いは浅井総裁から、共に一つこの点について御見解を、時代によつては御見解を聞きたい。過去においてはそういうやうな取扱ひがあつたかも知れません。併しながら事理を明白にさせるために、或いは条理を透徹させるために、これは総裁からもお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(浅井清雪)　誠に御尤もの御質疑だと思つております。結局それは推し進めますれば、首切るのが外務大臣、その首切りがいか懸いかをきめるのも外務大臣、それでは結局身分保障ができないじゃないかといふこと。そこでその点は外務省側からお答えを申上げると思ひますが、一般のほうはどうなつておるかといふことと関連があると思ひますので、そのほうを申上げますと、公務員法の八十四条によりますれば、懲戒処分といふのは任命権者が行ふ。外務省の職員は外務大臣が行ふ。人事院の職員は人事院が行ふ、こういうことになつております。併しその第二項によりますれば、人事院は又懲戒権を持つておるのであります。でありますから、人事院が外務省の職員を懲戒処分し得る場合もある。それはまた実例もございませぬが、そういう場合もある。そう

すると、懲戒権といふものは、任命権者と人事院が現行制度では両方が持つておる。一応こういう前提になつております。さてその首切られた者が今度人事院へ訴えて参ります。若し任命権者が首切つた者が人事院へ訴えて参りますれば、人事院は赤の他人として裁判をいたしますが、若し人事院が外務省の職員を首切つた場合は赤の他人ではあり得ない。つまり人事院が首切つた者でありながら、又一方においてそれを裁判しなければならぬ、こういうこともまた実例はございませぬが、あるのでございませぬ。そこで人事院ではどういたしておるか申しますと、人事院と申しますのは、三人の人事官で組織してゐる合議体であります。これが直接審理をいたしませぬで、公平委員会といふものを別に組織いたしました。ここで審理をいたします。その公平委員会の判定の結果が、理由を付して人事院へ持ち出される、そうすると、三人の人事官で組織いたしておきます人事院がいかに悪いかをきめるというのでございませぬから、結局この外務大臣が一人であるか、人事官が三人であるかと、こういうこともあるわけでございます。ところで實際の我々の過去に起きた実例でございませぬが、ちよつと考えますと、公平委員がどのやうな意見を具申して参りましたら、我々は自由にこれを愛えられるのであります。先ず従来の例としては、そういうことは殆んどないのでございませぬ。公平委員会の判定といふのは、常に公平なものでございまして、人事院のほうでこれを勝手に曲げるとか、何とかいふことは、事実もないし、又そういうこと

は実際やりやうがないのでございませう。そこで只今御論議になつておられますところの点も、ちよつと考へますと、御懸念のような筋もあると思ひます。先ず大体において、外務大臣は外務審議会の答申通りにきめるほかにないものであつて、自分が首切つたから外務人事審議会の答申を退けて自分の我意を通すという事は、先ず常識のある運用の上におきまして、又法律はすべて一応は良識のある運営を基礎として組立てられておられますからして、お疑いになれば、これはきりがないことであるが、我々の経験としては、先ずこれでやれるのじやないか、かういふように考へておられます。

○中山議員 私は人事院総裁からそういう法律離れをしたお話を聞きたくない。あなたは法律によつて人事院総裁の地位に立たれて、いわゆる人間の生きて行くすべ、生きて行くところの道筋を立てられるという、あなたは保障官吏です。(「然り〜」と呼ぶ者あり)でございしますから、私はその点はもう少し謙虚に、一つ日本国民官吏で公務員全般のためにお考へ願ひたい、かういふことをお願ひいたしておきます。非常に浅井総裁は頭がいいのでございまして、非常に御答弁をうましく練れてお答えになりました、私もちよつと困るのであります。それはもう少し法律をこれは立てるとか、法律の上に国民を法治国民として私どもは持つて行かなければならぬと思つております。だから筋道の立たないことは、立法に参与する委員としては、これは到底忍ぶことができないと思ひます。これは検事と判事と両方兼ねてお

るような法律には、たとへ過去においてどうであらうとも、私どもが現在この参議院に席を持つておる以上は許すことのできない問題じやないかと思つてあります。又さよふにやつて行かなければならぬ問題じやないかと思つてあります。そつと申すならば、常識論と情実論と過去の歴史的事実によつていろいろなことが判定されるということになりまして、これは参議院におつて私どもは立法する必要がないのであります。どうかさういふことは一つ十分お考へ願ひたい。そこで石原政務次官に一つお尋ねしたい。おこで、これは飽くまでもこの十九条、二十一条の規定というものをこのままで推し進めて行かれるおつもりか。成るほど審議が一応決議して答申案をこしらへて外務大臣に出す、外務大臣はそれに従つてやると言ひますけれども、これは当然それは道行きですから、さうなつて来る。だから審議の意に反して外務大臣が自分の思いのままにそれを裁決することはないか、ということも、おつしやつたように、常識的には考へられますけれども、これは人によります。証拠の見方は人によつて違ふのであります。ものの判断も人によつて違ふのであります。審議がどう答へようとも、これを實際裁断するのは最後の外務大臣である。これはよほど一つ成文の上に表現するところのこつちやうな文句の使い方を、外務省として十分お考へにならぬといかんとお考へます。私は常識論をこつちやうに考へて、道徳論もやりたくありません。道徳論もやりたくありません。だ立法府としての責務を完全に果たすために、欠陥のない法律を作つて置きたいという考へ方から、これは外務政務

次官に御意見をもう一遍最後にお伺ひして置くのであります。○政府委員(浅井清君) 中山さんにお叱りを受けて恐縮なものでありますが、私決して法律論を離れてしまつて申し上げたわけではないのであります。只今首切つた者と訴えを裁く者が同一なのがおかしきと仰せでございまして、その点につきまして、法律的に申しまして、この公務員法の八十四条の二項では、人事院が人事院の職員以外の職員を首切ることがある、その訴えは人事院に来ることも法律的であると申す。○政府委員(石原幹市郎君) これは先ほど申上げましたように、いわゆる外交の機密保持ということから来ます。国家利益の保護と調整する意味合いからいたしまして、かういふ特例と言ひますか、特別の規定ができたのでございまして、先ほど人事院総裁からいろいろお話になりました。と、それから又この外務人事審議会は人事院の職員も入ることになつております。証人の見方は人によつて違ふのであります。審議がどう答へようとも、これを實際裁断するのは最後の外務大臣である。これはよほど一つ成文の上に表現するところのこつちやうな文句の使い方を、外務省として十分お考へにならぬといかんとお考へます。私は常識論をこつちやうに考へて、道徳論もやりたくありません。道徳論もやりたくありません。だ立法府としての責務を完全に果たすために、欠陥のない法律を作つて置きたいという考へ方から、これは外務政務

なことは實際問題といたしまして、できないことではないかと私は考へております。○中山議員 私も外交の機密に關する事項を、飽くまでも国民全体のために機密を漏洩させないということ、併しながら審議会のこの委員の任命とか、何と申すかは、これは若し長期の政權担当政府が任命するということになりまして、これは或る意味においてその政府に極めて懸念な立場にある人々がよく任命される。而もこの審議会はこれは非公開、いわゆる公開されないこれは審議会なんです。すべて証人の提出或いはその両方の意見の陳述ですね、それが非公開の席上においてこれはやられる問題なんです。いわば原則上の裁判の制度に反するところの例外的なこれは取扱の審議の方法なんです。従つてかういふゆるその審議委員会というものは、どの内閣によつて任命されたかというよるな事柄から、その人間、その人々の陳述する意見というものはこれは違つて来ると思ふのです。これは人情の弱いところなんです。私は先般道放除の問題につきましても、一昨年でありましたが、こつちやうな非難が新聞、雑誌に掲載されて、さうしてさういふふうな審議委員というものが人身攻撃を受けておつた事実を知つております。その道否は別として、私はさういふことを聞くことだに不愉快を禁じ得ないのでありますから、かういふことについてはもう少し突込んで一つお考へになつて見る必要があるんじゃないかと思ふのでございしますが、もう余計なことは水掛論になりますか

ら、申上げませんが、十分政府のほうではお考へになつておいて頂きたい。私どもはこの外交の問題を極めて高く、何と申すか、国家の利益に於いて評価してやるわけなんです。無碍にいろいろなことを無茶苦茶にあなたと論議しようと思つてはおりません。これは私を離れて公の立場に立つて、私は一つ政府に反省を促しておきたい、かように考へる次第であります。○委員長(有馬英二君) それでは本日の連合委員会はこれで散会いたします。午後零時五十五分散会

なことは實際問題といたしまして、できないことではないかと私は考へております。○中山議員 私も外交の機密に關する事項を、飽くまでも国民全体のために機密を漏洩させないということ、併しながら審議会のこの委員の任命とか、何と申すかは、これは若し長期の政權担当政府が任命するということになりまして、これは或る意味においてその政府に極めて懸念な立場にある人々がよく任命される。而もこの審議会はこれは非公開、いわゆる公開されないこれは審議会なんです。すべて証人の提出或いはその両方の意見の陳述ですね、それが非公開の席上においてこれはやられる問題なんです。いわば原則上の裁判の制度に反するところの例外的なこれは取扱の審議の方法なんです。従つてかういふゆるその審議委員会というものは、どの内閣によつて任命されたかというよるな事柄から、その人間、その人々の陳述する意見というものはこれは違つて来ると思ふのです。これは人情の弱いところなんです。私は先般道放除の問題につきましても、一昨年でありましたが、こつちやうな非難が新聞、雑誌に掲載されて、さうしてさういふふうな審議委員というものが人身攻撃を受けておつた事実を知つております。その道否は別として、私はさういふことを聞くことだに不愉快を禁じ得ないのでありますから、かういふことについてはもう少し突込んで一つお考へになつて見る必要があるんじゃないかと思ふのでございしますが、もう余計なことは水掛論になりますか

なことは實際問題といたしまして、できないことではないかと私は考へております。○中山議員 私も外交の機密に關する事項を、飽くまでも国民全体のために機密を漏洩させないということ、併しながら審議会のこの委員の任命とか、何と申すかは、これは若し長期の政權担当政府が任命するということになりまして、これは或る意味においてその政府に極めて懸念な立場にある人々がよく任命される。而もこの審議会はこれは非公開、いわゆる公開されないこれは審議会なんです。すべて証人の提出或いはその両方の意見の陳述ですね、それが非公開の席上においてこれはやられる問題なんです。いわば原則上の裁判の制度に反するところの例外的なこれは取扱の審議の方法なんです。従つてかういふゆるその審議委員会というものは、どの内閣によつて任命されたかというよるな事柄から、その人間、その人々の陳述する意見というものはこれは違つて来ると思ふのです。これは人情の弱いところなんです。私は先般道放除の問題につきましても、一昨年でありましたが、こつちやうな非難が新聞、雑誌に掲載されて、さうしてさういふふうな審議委員というものが人身攻撃を受けておつた事実を知つております。その道否は別として、私はさういふことを聞くことだに不愉快を禁じ得ないのでありますから、かういふことについてはもう少し突込んで一つお考へになつて見る必要があるんじゃないかと思ふのでございしますが、もう余計なことは水掛論になりますか